明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一四〇）　一
○国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則及び国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六四）　五
〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**二一二）　八
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**二一三）　九
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**五五～五七）　九
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**二六二）　三五
○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（**国土交通**七三五）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　八一
裁判所
破産、免責、再生関係　八四
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第四項の規定による道路の指定及び同令第十条第二項の規定による通行方法の定め、中日本高速道路株式会社工事一部完了、令和元年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、日本税理士会連合会令和元年度の決算関係　八六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇七
会社その他
会社決算公告　一二五

省令

○厚生労働省令第百四十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項及び第五十八条第三項、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条第一項及び第二項、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項並びに美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十一条第一項の規定に基づき、並びに食品衛生法、公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）、クリーニング業法、理容師法及び美容師法を実施するため、食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月十四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第一条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六十七条　法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。ただし、営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、図面及び第五号に掲げる事項に変更がない場合において、図面の添付及び同号に掲げる事項の記載を省略することができる。	**第六十七条**　法第五十二条第一項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する旨	（新設）
②　（略）	②　（略）